

江戸川区特定公共事業の実施手続における取扱いに係る異議の申入れ要領

(趣旨)

第1条 この要領は、江戸川区公契約条例（平成22年3月江戸川区条例第1号。以下「条例」という。）第19条第2項の規定による異議の申入れ（以下「申入れ」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(異議の申入れの対象)

第2条 異議の申入れの対象は、条例第13条から第18条までに規定する特定公共事業の実施手続において区及び区長が決定した事項とする。

(申入れの方法)

第3条 申入れは、異議申入書（第1号様式）により行うものとする。

2 申入れの期間に定めがある場合は、その期間内（以下「申入期間」という。）に行わなければならない。

(申入れの却下)

第4条 区長は、申入期間を経過したものその他客観的かつ明白に申入れの適格を欠くと認めるときは、その申入れを却下することができる。

(申入れへの決定等)

第5条 区長は、申入れを受けたときは、前条の規定に基づき申入れの却下をした場合を除き、条例第19条第2項の規定に基づき諮問しなければならない。この場合において、区長は、江戸川区公契約監視委員会（以下「委員会」という。）に対し、申入れを受けた日から原則として60日（その日が江戸川区の休日を定める条例（平成元年3月江戸川区条例第1号）第1条第1項に規定する休日に当たる場合にあっては、その日後に最も近い休日でない日。以下本条において同じ。）以内に答申するよう求めるものとする。

2 区長は、委員会から答申があったときは、その答申があった日から7日以内に決定するものとする。

3 区長は、前項の規定により決定した事項について、その決定した日から7日以内に、異議の申入れに係る回答書（第2号様式）により、申入れをした者に回答するものとする。

(結果の公表)

第6条 区長は、申入れをした者に回答したときは、決定内容及び当該諮問書並びに答申書を速やかに公表するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第7条 区長は、申入れをしたことを理由として、当該者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(入札手続等の執行)

第8条 申入れは、原則として、入札及び契約手続の執行並びに工事の施行を妨げない。

付 則

この要領は、平成23年1月20日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

異議申入書

年 月 日

江戸川区長 へ

住 所

氏 名

印

〔 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり異議の申入れをします。

1 申入れの対象となる契約件名又は措置

2 異議のある事項及びその根拠

第2号様式（第4条関係）

異議の申入れに係る回答書

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 〕

江戸川区長

年 月 日付けでなされた異議の申入れについて、江戸川区公契約監視委員会による
答申書を添えて、次のとおり回答します。

1 申入れの対象とされた契約件名又は措置

2 異議のあった事項及びその根拠

3 回答内容